
プロジェクト報告

アジア・太平洋地域における米中対立と 経済分野におけるレジーム・コンプレックス

古城佳子

1. 本研究の目的

冷戦後の国際関係では、国際制度（international institution）が増加の一途をたどっており、その役割は大きくなってきている。国際制度には、国際組織、条約、協定、合意など多様な形態を含み、また国家だけでなく、国家や私的な主体が形成するもの、私的な主体だけで形成するもの（私的レジーム）も含む概念である。このように、国家や私的主体が国際社会における課題への対応に国際制度を数多く形成してきたことは、今日の国際関係の特徴である。

国際制度の増加の背景には、国際関係における問題の多様化と形成主体の多様化（国家以外の主体の関わり）という2つの現象がある。特に、グローバル・イシュー（地球規模問題）と呼ばれる問題の多くは、特定の問題領域に留まらず、他の問題領域（issue-area）に関連する問題となることが多くなり、貿易と環境、貿易と労働、開発と人権などのように「イシュー横断的」な問題が増加している。特に、開発、環境、人権、保健衛生などの分野では、問題解決のために多くの制度化がなされており、問題の解決に複数の国際制度が関わるようになってきている。このような状況を「レジーム・コンプレックス（regime complex）」と捉え、国際政治学で関心が払われてきた。レジーム・コンプレックスについては、複合性の態様についての研究が進んでいるだけでなく、複合性をもたらす要因、複合性がガバナンスにもたらす影響についての研究も進展している。ただ、アジア・太平洋地域の制度化の進展をレジーム・コンプレックスの観点から具体的に明らかにする研究は、必ずしも多くない。

本研究は、アジア・太平洋地域における複数の多国間の経済制度（貿易、金融）をレジーム・コンプレックスにとらえ、その複合性をもたらす要因、複合性がアジア・太平

洋地域の国家間関係に与える影響に着目する。アジア・太平洋地域は、国際関係における制度化が欧州などに比べ遅れていたにもかかわらず、経済的相互依存関係が深化してきたことに特徴があった。しかし、アジア通貨危機や世界金融危機などを経て、貿易ではFTAの形成、金融では金融協力という複数の制度化が進展してきた。特に、東アジアでは、従来、経済的関係の管理と安全保障問題の管理を区別する「知恵」によって、経済的関係を進展させてきており、制度化もその分離を前提にしてなされてきた。しかし、近年の米中対立は、経済面における摩擦にとどまらず、経済を安全保障（政治）と結びつけることにより、政治的対立が経済を制約する局面を生じさせている。このため、米中対立の中で、日韓やASEAN諸国は米中両国に対するジレンマに直面している。米国との安全保障上の結びつきの強い日本や韓国でも、中国とは緊密な経済関係を築いているからである。

本研究では、米中対立がアジア・太平洋地域の経済分野でのレジーム・コンプレックスの態様にどのような影響を与えているのか（具体的には、貿易、金融における複数の制度の利用状況、および制度化の進展についての米中対立前後の比較）を検討することを目的とする。

2. プロジェクトの進捗

本プロジェクトの進め方として、ISA（International Studies Association）の2024年度研究大会（2024年4月サンフランシスコ）で行った報告及び討論を踏まえて、レジーム・コンプレックスの観点から、東アジアにおける知的財産権の保護の制度化に先ず焦点をあてることとした。制度化は国家間の合意に着目するため、主体は国家に焦点を当てた。知的財産権の保護のルール化は、東アジアのFTA形成において、争点の一つである。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の交渉に日本が参加する際、知的財産権の保護のルール化がアジェンダとなっていたため国内的に大きな論争を引き起こしたことは、その一例である。近年、東アジア諸国、特に経済的成長を遂げている国々では、競争的優位性の獲得や海外からの投資を誘致するには知的財産権の保護の整備が重要との認識が高まっている。急増するデジタル貿易を背景に、近年激化している米中対立においても、東アジアにおいて知的財産権保護のルール化の主導権をどちらの国がとるかが注目されており、知的財産権保護のルール化はこの地域の自由貿易に関する制度化の重要な要素となっている。

研究期間内では、主としてデータ（主として、アジア太平洋地域諸国が締結したFTA、FTAにおける知的財産権に関する規定）、資料収集（知的財産権保護に関する

各国政府の政策)による調査を行うとともに、ISAでの報告で同じパネルに参加した、William Grimes ボストン大学教授(アジア太平洋地域の金融協力が専門)を始めとする研究者と意見交換を行った。

3. プロジェクトの成果

東アジアでは、経済的相互依存が進んでいるにもかかわらず制度化が進まないという状況は、2000年代に入ると変化した。FTAに消極的であった日本、韓国も含めてFTAを中心にして制度化が進められ、多国間FTAのTPPが締結された。本研究は、このような制度化の背景に知的財産権保護の制度化が深く関わっていることを示した。

米国がTPPに積極的であったのは、東アジアを超えてアジア・太平洋地域における知的財産権のルール形成の主導権を確保するためであった。しかし、米国のTPP離脱により、制度化の場は米国を抜きにしたCPTPPとRCEPに移った。RCEPがTPPと同様の知的財産権保護の条項を含んでいるにもかかわらず合意できたのは、保護水準がTPPよりも低く、遵守する猶予期間が国ごとに設定されたためである。ASEAN諸国も知的財産権保護のルール化を重視しASEAN域内での合意をめざしてはいるものの、域内での合意は各国の経済状況の相違のため進んでいない。すなわち、RCEPはTPPに比べて知的財産権保護について「緩やかな制度(soft institution)」であるからこそ成立したのである。

アジア・太平洋地域での経済分野における制度化は、米国が知的財産権保護を多国間制度によりめざさなくなったこと、米中対立の中で米国抜きのRCEPやCPTPPが並立していることなどがレジーム・コンプレックスの状況を生み出しており、この点で知的財産権保護の制度化が大きな要因であることが明らかになった。

以上の成果の一部は、論文として刊行した(古城佳子「東アジアにおける知的財産権保護をめぐるレジーム・コンプレックス－国家と競争的制度化－」『青山国際政経論集』第115号、29-50ページ、2025年)。